

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
杉山管工設備株式会社	神奈川県横浜市中区海岸通 1 – 3

## 2 指名停止措置期間

令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

杉山管工設備株式会社は、令和 5 年 1 月から令和 7 年 9 月にかけて施工した管工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置したため、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（指示処分）を受けた。

## 5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付建設省管第 124 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 13 号

措置要件	期間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>13 指定区域※内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。</p>	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内